

TFSグループ（税理士・会計士・社労士・行政書士）

# NEWS LETTER



本当におかげさまで、TFSコンサルティンググループも、4/5に創業20周年を迎えました。総勢40名、税理士&公認会計士10名、社会保険労務士3名はじめ外国人社員も交えて、国内外のクライアントとともに歩ませていただいております。今後とも、どうぞ宜しくお願いいたします！

## contents

- ◆給与計算時に定額減税の対象となる人とは
- ◆新NISAとiDeCoを7つの項目で比較
- ◆4月から変わる求人募集時の労働条件の明示ルール
- ◆資金に関する経営指標 債務償還年数と借入金月商倍率

# 給与計算時に 定額減税の対象となる人とは

6月から定額減税額を控除する給与等の源泉徴収事務がスタートします。給与計算担当者は、まず定額減税を適用する者は誰なのかを把握します。

## 対象者は誰なのか

給与の支払者のもとで定額減税の適用を受ける人の範囲等は、以下のとおりです。

### (1) 月次減税の場合

【令和6年6月以後の各月(日々)において、給与等に係る定額減税額控除前の源泉徴収税額から行う控除(月次減税)の適用対象者(下表左欄)】

対象となる人 (基準日在職者)	(参考)対象とはならない人
令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される居住者の人</li><li>令和6年6月2日以後に雇用された人</li></ul>

### (2) 年調減税の場合

【年末調整の際に年調所得税額から行う控除(年調減税)の適用対象者(下表左欄)】

対象となる人	(参考)対象とはならない人
<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人(右欄に掲げる人を除く)</li><li>令和6年6月1日以後、年の途中で年末調整の対象となる一定の人(例)死亡により退職した人、海外の支店へ転勤したことなどの理由により非居住者となった人など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>年末調整の対象とならない人(例)令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人など</li><li>令和6年5月31日以前において、年の途中で年末調整の対象となる人</li><li>合計所得金額が1,805万円(所得制限)を超える人</li></ul>

## 留意点

対象者の判断等について、以下の点にご留意ください。

### (1) 所得制限を超える人

月次減税は、年調減税のような所得制限はありません。そのため、年収が2,000万円を超えるなど所得制限を超えることが見込まれても、基準日在職者であれば月次減税を行うこととなります。

このように月次減税が行われた場合であっても、所得制限を超える場合には、年末調整の対象であれば年末調整時に、年末調整の対象外であれば確定申告時に、それまで控除した額の精算を行います。

### (2) 公的年金の支払を受ける人

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、対象者であれば、給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けます。このような場合には給与等と公的年金等と重複して定額減税額が控除されることとなりますが、確定申告により精算が行われることとなります。

なお、基準日在職者は一律に定額減税を適用することから、自分で定額減税の適用を受けるか否かの選択はできません。たとえ対象者から定額減税を適用しない旨の申出があったとしても、適用することとなりますので、ご注意ください。

# 新NISAとiDeCoを7つの項目で比較

国民の安定的な資産形成を支援するために、国が後押ししている制度としてNISAやiDeCoがあります。これらの制度について7つの項目を比較しながら、制度の違いを確認しましょう。

## NISA と iDeCo

NISA（ニーサ）とは、2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。イギリスのISA（個人貯蓄口座）をモデルとした日本版ISAとして、愛称がNISAとなっています。

iDeCo（イデコ）とは、2002年1月にスタートした「個人型確定拠出年金」で、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる、加入が任意の私的年金制度の一つです。英語表記の単語の一部から構成された愛称としてiDeCoとなっています。

NISAもiDeCoも、自ら資金を運用して将来に向けた資産形成を図りやすくするために、税金の面で優遇されるなど、国が法を整備し促進している制度です。

## 7項目の制度比較

ここでは2024年1月からスタートした新NISAと、iDeCoについて7項目を比較します。これらの制度を利用する場合、ご自身のライフプランにあった使い分けをされるとよいでしょう。

### 【新NISA と iDeCo の主な比較（7項目）】

	新NISA		iDeCo
	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠	
加入可能年齢	18歳以上（その年1月1日時点）		原則20歳以上65歳未満 （公的年金被保険者）
拠出限度額	年間120万円 非課税保有限度額1,800万円（うち成長投資枠1,200万円）※1	年間240万円	年間14.4万～81.6万円※2
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁基準限定）	上場株式・投資信託等（一定のものは除外）	投資信託、保険商品、定期預金等
購入方法	定期的・継続的に積み立て	自由	定期的・継続的に積み立て
投資期間	恒久		拠出：最長65歳になるまで 運用：最長75歳になるまで
受け取り	引き出し可能		原則60歳以降の受け取り
税の優遇	運用益（売却益・配当・分配金）が非課税		<ul style="list-style-type: none"><li>● 運用益が非課税</li><li>● 加入者が拠出した掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）</li><li>● iDeCo+を利用した事業主が拠出した掛金は全額損金算入</li><li>● 受取時に、一時受取は退職金として退職所得控除、年金受取は公的年金として公的年金等控除が適用</li></ul>

（※1）簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

（※2）国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円/月、会社員：企業年金無し23,000円/月、企業年金有り最大20,000円/月（企業年金加入状況により異なる）、公務員：12,000円/月、専業主婦（夫）等：23,000円/月

参考：厚生労働省「iDeCoの概要」、金融庁「NISAについて」

# 4月から変わる求人募集時の労働条件の明示ルール

4月から雇入れ時・有期契約の契約更新時において、労働条件の明示ルールが変わりますが、求人募集時の労働条件の明示ルールについても変更となります。以下ではその内容と求人募集においてよくある問題を取り上げます。

## 追加となる明示事項

求人募集を行う際に、明示しなければならない事項として、以下の3つが追加となります。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

①と②の変更の範囲は、雇入れた直後のみならず、今後の見込みも含めた、労働契約締結後の期間中に従事する業務・就業場所の変更の範囲をいいます。今後の見込みとは、労働者の募集等を行う時点で想定され得る事業の方針変更等を踏まえたもので足り、募集等の時点で、具体的に想定されていないものを含める必要はありません。

③の有期労働契約を更新する場合の基準については、「勤務成績、態度、能力により判断する」、「会社の経営状況も踏まえて判断する」のように、具体的に記載することが望ましいとされています。

また、有期契約において、通算契約期間や更新回数に上限を設ける求人の場合は、その具体的内容を記載する必要があります。上限を設けていない場合は、特段、明示する必要はありません。

## 求人募集にまつわるよくある問題

ハローワークに掲載されている求人票の内容と、実際に入社したときの労働条件が異なり、トラブルになるケースがあります。求人票の内容は、あくまで求人募集の際に示している労働条件の目安になるため、そのまま採用時の労働条件になるということではありませんが、無用なトラブルを防ぐために、採用面接時に採用となった場合の労働条件を明確に説明しておくことが重要です。

なお、求人票の内容と実際に入社したときの労働条件が異なることに対しては、厚生労働省では「ハローワーク求人ホットライン」を設置し、事実を確認の上、会社に対して是正指導を行っています。

今回の変更により求人募集時に明示する事項が増えることから、求人広告のスペースが足りなくなることが考えられます。このようなやむを得ない事情がある場合には、「詳細は面談時にお伝えします」と記載し、労働条件の一部を別のタイミングで明示することも可能です。この場合、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

# 資金に関する経営指標 債務償還年数と借入金月商倍率

ここでは、経営者として知っておきたい資金に関する経営指標として、債務償還年数と借入金月商倍率をご紹介します。

## 債務償還年数

中小企業において、自己資本に依存した資金調達には限界があります。企業を発展させるためには、借入金を上手に活用して先行投資を行うことが必要です。とはいえ、借入金に依存しすぎると、経営リスクは極めて大きくなります。

企業がキャッシュフロー（経常利益－法人税等＋減価償却費）で、現在の借入金を何年で返済することができるかを見る指標として、「債務償還年数」があります。算出式は次のとおりです。

### 債務償還年数

$$= \text{有利子負債}^* \div (\text{経常利益} - \text{法人税等} + \text{減価償却費}) \text{ (年)}$$

債務償還年数の目安は10年以内が望ましいといわれ、金融機関が融資先企業を格付けする際の重要な指標として位置づけています。

債務償還年数の値が大きい場合、在庫や遊休資産を圧縮して借入金の返済を進めるとともに、資金不足を起こさないために借入金の借り換え等を検討すべきでしょう。

## 借入金月商倍率

借入金事業規模に比べて多すぎないかを

判断する指標として、「借入金月商倍率」があります。算出式は次のとおりです。

### 借入金月商倍率

$$= (\text{有利子負債}^* + \text{割引手形}) \div (\text{売上高} \div 12) \text{ (倍)}$$

この値が小さければ、それだけ経営安全性は高く、借入に頼らない健全な経営をしているといえます。逆に、この値が大きければ、事業規模に比べて借入金が過大であるといえます。金融機関では、この指標を融資先企業への貸付限度額を決定する際の主要な指標と位置づけています。

借入金月商倍率の適正值は、業種・業態によって多少のバラツキがありますが、おおよその目安として、以下の考え方があります。

- 3倍以内は安全
- 3倍超～6倍以内は要注意
- 6倍超は危険

借入金のある企業は、ぜひ自社の債務償還年数や借入金月商倍率がどの程度なのか、確認してはいかがでしょうか。

※有利子負債とは、短期借入金＋長期借入金＋社債で算出され、企業が利子をつけて返済しなければならない負債のことをいいます。

# 情報セキュリティ10大脅威と企業の対策

今年1月に情報処理推進機構が「情報セキュリティ10大脅威2024」<sup>※1</sup>を発表しました。ここではその結果と、企業が行っているセキュリティ侵害などへの対応状況をみていきます。

## 2023年の10大脅威は

上記発表による、2023年に発生した組織向けの情報セキュリティ10大脅威は表1のとおりです。

【表1】組織向けの情報セキュリティ10大脅威

順位	脅威
1	ランサムウェアによる被害
2	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
3	内部不正による情報漏えい等の被害
4	標的型攻撃による機密情報の窃取
5	修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃）
6	不注意による情報漏えい等の被害
7	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
8	ビジネスメール詐欺による金銭被害
9	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃
10	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）

独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2024」より作成

1位はランサムウェアによる被害、2位はサプライチェーンの弱点を悪用した攻撃、となりました。これは前年と同じ結果です。なお、6位の**不注意による情報漏えい等の被害は、前年の9位から上昇**しています。

## 企業の被害と対応状況

総務省の調査結果<sup>※2</sup>によると、インターネット利用企業における過去1年間に発生したセキュリティ侵害で、何らかの被害を受けた割合は62.0%でした。

被害内容では、標的型メールが送られてきたが44.1%、ウイルスを発見または感染が32.4%と高い状況です。

次にデータセキュリティやウイルスへの企業の対応状況をみると、97.8%が対応していると回答しています。また、対応状況として実施されている割合の高いものをまとめると、表2のとおりです。

【表2】データセキュリティやウイルスへの対応状況

対応	割合 (%)
端末にウイルス対策プログラムを導入	83.8
サーバにウイルス対策プログラムを導入	57.4
ID、パスワードによるアクセス制御	56.8
ファイアウォールの設置・導入	51.5
社員教育	48.5
OSへのセキュリティパッチの導入	42.0
セキュリティポリシーの策定	40.4

総務省「令和4年通信利用動向調査（企業編）」より作成

パソコンなどの端末にウイルス対策プログラムを導入する企業が80%を超えました。サーバにウイルス対策プログラムを導入、ID、パスワードによるアクセス制御、ファイアウォールの設置・導入も50%を超えています。

セキュリティ侵害等による被害は、企業経営のさまざまな面で大きな影響を及ぼします。自社の情報セキュリティ体制について、対応ができてきているかどうか、今一度見直してみたいかがででしょうか。

※1 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2024」

2024年1月に発表されました。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2024.html

※2 総務省「令和4年通信利用動向調査（企業編）」

2023年5月に発表された2022年8月末時点の調査結果です。詳細は次のURLのページの調査の結果、報告書及び統計表一覧、企業編から確認いただけます。https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

4月から新入社員を受け入れる事業者は、人事担当者が忙しくなる時期です。社内のコミュニケーションを強化し、調整しながら進めましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょ。

## 01 労働条件明示のルール改正



2024年4月より、書面で交付しなければならない労働条件の明示事項が新たに追加されます。労働条件通知書などのフォーマットを見直す必要があるでしょう。

## 02 時間外労働の上限規制の猶予期間終了



建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師については、時間外労働の上限の適用が猶予されていましたが、その猶予期間が終了し、2024年4月より時間外労働の上限が適用されることとなります。

## 03 給与支払報告に係る給与所得者異動届出



住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

## 04 社会保険料の変更



社会保険料の料率改定の時期になりました。2024年度は労災保険率も改定されますのでご注意ください。雇用保険料率の変更はありません。協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となります。介護保険料率は引き下げとなります。

## 05 労働者名簿の調製



新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

## 06 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）



4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょ。

## 07 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備



連休明けはバタバタしがちです。

特に、毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。

日	曜日	六曜	項目
1	月	赤口	
2	火	先勝	
3	水	友引	
4	木	先負	清明
5	金	仏滅	
6	土	大安	
7	日	赤口	
8	月	先勝	
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（3月分）
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出期限
16	火	仏滅	
17	水	大安	
18	木	赤口	
19	金	先勝	穀雨
20	土	友引	
21	日	先負	
22	月	仏滅	
23	火	大安	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
24	水	赤口	
25	木	先勝	
26	金	友引	
27	土	先負	
28	日	仏滅	
29	月	大安	昭和の日
30	火	赤口	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合） ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）